

電気供給業を行う法人の法人事業税「収入金額課税」について

R2.3.31 千葉県

電気供給業を行う法人の法人事業税は、収入金額課税(※)となります。

そのため、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度により電気供給を開始した場合には、電気の供給を始めた事業年度から電気供給業に該当し、法人事業税は、各事業年度の**収入金額を課税標準とした収入割**で申告してください。（法72条の12第1項第2号）

なお、現に電気を供給しているという実態があれば、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。（地方税法に施行に関する取扱について（道府県税関係）（以下「通（県）」という。）3章4の9の2）

※R2 税制改正により R2.4.1 以後に開始する事業年度から課税方式が変更となりますので、ご注意ください。

1 収入割の課税標準

$$\text{収入割税額} = (\text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除すべき金額}) \times \text{税率}$$

<課税標準となる収入金額>

税区分	課税標準	税率	
		H31.9.30以前開始	H31.10.1以後開始
法人事業税	収入金額	0.9%	1.0%
特別法人事業税	特別法人事業税収入割額	43.2%	30.0%

2 収入すべき金額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（通（県）3章4の9の1）

注1）貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。（通（県）3章4の9の1）

注2）自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。（通（県）3章4の9の3）

注3）料金とあわせて収入する消費税（地方消費税含む 以下同じ）の金額は、収入金額に含めません。ただし、免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入金額に含めます。

注4）「①収入すべき金額の総額」には、「②控除すべき金額」にある各種収入も含まれます。

3 控除すべき金額

法72の24の2①、令22、通（県）3章4の9の6,8、法附則9、令附則6の2、告示S30年29号ほか

- ◆国又は地方団体から受けるべき補助金
- ◆固定資産の売却による収入金額
- ◆保険金
- ◆有価証券の売却収入金額
- ◆不用品の売却収入金額
- ◆受取利息及び受取配当金
- ◆需要者等から収納する工事負担金
- ◆電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ◆電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金
- ◆損害賠償金
- ◆投資信託に係る収益分配金
- ◆株式手数料
- ◆社宅貸付料等
- ◆託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額

<その他>

- ◆日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ◆廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入金額
- ◆一般送配電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額

注1）収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたものに限られます。地方団体、個人供給業者など収入割を課されないものから供給を受けたものは控除対象となりません。

注2）他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金は控除対象とすることはできません。

4 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合

通(県)3章4の9の9

原則	電気供給業とその他の事業(所得等課税事業)のそれぞれの事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれの事業部門ごとに課税標準及び税額を算定し、その税額の合算額となります。
例外	<p>主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもの※である場合は、従たる事業を主たる事業に含めて、主たる事業の課税方式により課税標準及び税額を算定することができます。</p> <p>※「軽微なもの」の判定は、一般に当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しえないものとされています。</p>

◆電気供給業とその他の事業の両事業部門に**共通する収入金額又は経費があるときは**、これらの共通収入金額又は共通経費を両事業部門の**売上金額等最も妥当と認められる基準(例:売上金額)によってあん分**してください。(通(県)3章4の9の5)

【参考】電気供給業のみの場合との比較

	電気供給業とその他を行う場合		電気供給業のみ
	うち電気供給業分	うちその他の事業分	
課税標準	収入金額	所得金額 (付加価値額、資本金等の額)	収入金額
事業税	収入割	所得割 (付加価値割、資本割)	収入割
繰越欠損金の控除	不可	可 (その他の事業(所得等課税事業)に係る部分のみ)	不可
分割基準	主たる事業の分割基準による		固定資産の価額

5 申告書に添付する書類について

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類の添付してください。

- ◆収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)
- ◆貸借対照表及び損益計算書
- ◆法人税法施行規則様式別表4又は別表4の2付表
- ◆雑益・雑損失の内訳書
- ◆区分計算書 ※その他の事業(所得金等課税事業)を併せて行う場合

6 問い合わせ先

詳細は、管轄の県税事務所へお問い合わせください。

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
中央県税事務所	043(231)2300	旭県税事務所	0479(62)0772
千葉西県税事務所	043(279)7111	東金県税事務所	0475(54)0223
船橋県税事務所	047(433)1278	茂原県税事務所	0475(22)1721
松戸県税事務所	047(361)2279	館山県税事務所	0470(22)7117
柏県税事務所	04(7147)8743	木更津県税事務所	0438(25)1110
佐倉県税事務所	043(483)1114	市原県税事務所	0436(22)2171
香取県税事務所	0478(54)1314		